

乗合タクシーのエリア拡大について

1. 現在の町公共交通施策について

平成28年3月に「大津町地域公共交通網形成計画」を策定し、それに基づき町内の公共交通に関する各種事業を展開。

取り組み内容	～今年度	来年度以降
1. 路線バスの利用低迷 路線の効率化に向けた見直し	<ul style="list-style-type: none"> 内牧環状線の廃止 廃止により交通空白地となった地域への乗合タクシー導入 	<ul style="list-style-type: none"> 見直しに向けて関係自治体との協議（山鹿線、菊池線、山西線） 乗合タクシーのエリア拡大 乗合タクシーを現行の2エリア制（北部・南部）から3エリア制（北部・南部・東部）に変更
2. 乗合タクシーの運行体系の見直し		
3. 乗合率向上を考慮した乗合タクシー利用促進対策		
4. 主要施設間を結ぶ公共交通の導入検討		<ul style="list-style-type: none"> 中部地区への巡回バス（タクシー）の導入検討
5. JR肥後大津駅の乗り継ぎ機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> 震災後、様々な交通モードが肥後大津駅に接続している 	

※大津町地域公共交通網形成計画に掲げる12の事業のうち、主要な5つを掲載

2. 乗合タクシーと路線バスの現状

① 乗合タクシー利用状況

ア. 利用年代

～50代	60代	70代	80代	90代
1.4%	7.9%	34.3%	50.6%	3.1%

※乗合タクシーの利用者は約9割が70代以上の高齢者。

イ. 乗合率

1人乗車	2人乗車	3人乗車	4人乗車
65.7%	21.7%	9.0%	3.6%

※乗合タクシー1台あたり乗車人数は、1.5人/台。

ウ. 降車場所割合

病院	商業施設	公的施設（JA含む）	その他（駅）
約4割	約3割	約2割	約1割

② 路線バス利用者の状況（乗合タクシーと重なる路線の状況）

山鹿線	<ul style="list-style-type: none"> ・肥後大津駅から翔陽高校までの<u>学生</u>・・・約10人 ・山鹿・菊池方面から翔陽高校までの<u>学生</u>・・・約20人 ・駅または町中心部から菊池高校までの<u>学生</u>・・・2～3人 ・その他の利用者は1便あたり2人程度
菊池線	<ul style="list-style-type: none"> ・片俣～矢護川から大津北小までの<u>児童</u>・・・約20人 ・その他の利用者は1便あたり1人程度
山西線	<ul style="list-style-type: none"> ・西原方面から大津高校までの<u>学生</u>・・・2人 ・その他利用者は1便あたり・・・2人程度

【特徴】

- 路線バス（上記3路線）については、通学や町外からの利用が大半を占めている。
- 学生以外の利用者においては肥後大津駅での乗降が多い（町内の通院や買い物にはほとんど利用されていない様子）。
- 80代以上の高齢者はあまりバスを利用されていない。

③ 路線バス（山鹿線、菊池線、山西線）と乗合タクシーとの比較

	路線バス	乗合タクシー
主な利用者	通学利用者	高齢者
目的	路線を定め自治体を超えて広域運行する交通機関	町周辺部と町中心部を運行する交通機関
利用料金	バス事業者が定めた運賃	エリアごとに料金設定

3. 乗合タクシーのエリア拡大（来年度の取り組み）

路線バスの利用が困難な高齢者・障がい者の移動手段を確保し、現在の町公共交通における地域間格差の是正を図ることを目的に、乗合タクシーの利用対象エリアを拡大する。

これまで、公共交通空白地域（既存バス停から500メートル以上離れている地域）に乗合タクシーを導入していたが、上記2のとおり、路線バスと乗合タクシーの棲み分けはできているので、路線バスが通る地区に対しても、導入することとする。

※1. 事業開始日：令和2年4月1日

※2. 対象エリア：大津東区以外の中部地区を除く町内全域（中部地区においては、今後の状況をみながら、効果的な公共交通体系を検討していく。）

※3. 利用料金：路線バスと競合するエリアについては、基本的に路線バスの運賃より高い料金で設定

○ 詳細については資料2「(案)大津町乗合タクシーについて」参照。

(案)

大津町乗合クシーについて

町内において、「乗合タクシー」を下記の地区に導入しています。利用の際は予約が必要となりますので、御注意ください。

4月1日より、対象となる地区を拡充します。また、各地域の地区割り（南部、北部、東部）、予約専用電話番号が変わりますのでご注意ください。

1. 予約方法

ご利用の際は、必ず予約時間内に専用の電話番号におかけのうえ予約をしてください。

お住いの地区ごとに予約専用電話番号が異なりますのでご注意ください。

	地区	予約専用電話番号
北部	つつじ台区、源場区、桜丘区、ラビアン大津、そよかぜ台、杉下区、杉上区、上の原区、小林区、今村区、上猿渡区、下猿渡区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区、御所原区、護東区、御願所区、上中区、下中区、片俣区	080-1773-8383
南部	灰塚区、町区、下町区、鍛冶区、上陣内区、中陣内区、下陣内区、中島区、岩坂区、森区、鳥子川区	●●●●-●●●●-●●●●
東部	米山区、真木区、古城区、高尾野区、新小屋区、大津東区、吹田区、大林区、錦野区、瀬田区、外牧区、内牧区	090-7477-8484
予約時間	前日 午後3時～午後9時 当日 午前6時15分から <u>迎車時間1時間前まで</u> ※ 迎車時間については下記の運行時間をご参考ください。	

※網掛け地区は、令和2年（2020年）4月1日からの新導入地区です。

※令和2年（2020年）4月1日から、予約電話番号を北部、南部、東部に分けています。

2. 運行時間

乗合タクシーは毎日運行します（土日・祝日含む）。詳細は下記の時刻表をご参考ください。

	町中心部行き	各地区行き
1便	7:30 ~ 7:45	10:30 ~ 10:45
2便	9:00 ~ 9:15	12:00 ~ 12:15
3便	10:30 ~ 10:45	14:00 ~ 14:15
4便	12:00 ~ 12:15	16:00 ~ 16:15

※ タクシーは迎車の都合上、遅れる場合がありますのでご容赦ください。

※ 出発時刻には必ず待機していただきますようお願いいたします。

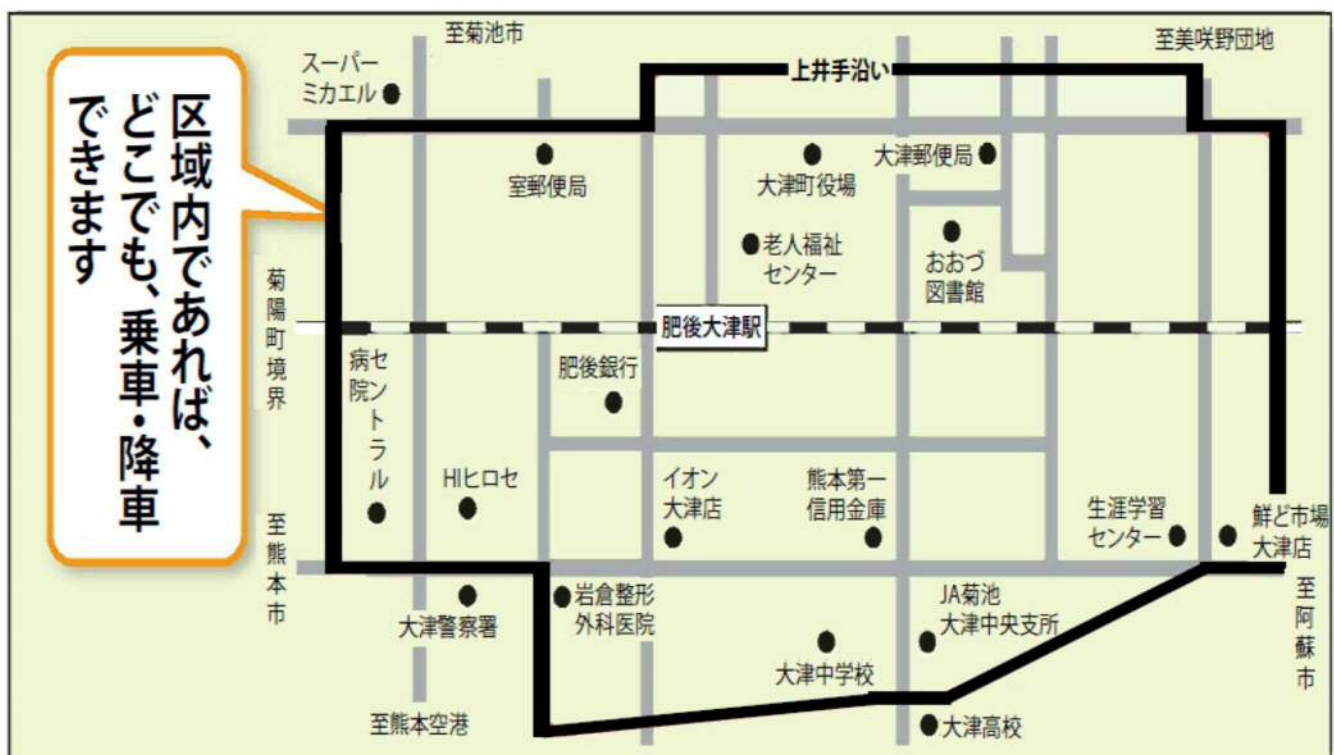
3. 利用料金

乗合タクシーご利用の際には、片道1人当たりの利用料金をお支払いいただきます。
お住いの地区ごとに利用料金が異なりますのでご注意ください。

片道1人 当たり 利用料金	北部	南部	東部
150円		灰塚区	
200円	つつじ台区	町区、下町区、 鍛冶区、 上陣内、中陣内、下陣内、 中島区、 岩坂区阿原目	
250円	源場区、 上猿渡区、ラビ アン大津、そよかぜ台	森区、岩坂区（阿原目地 区除く）	高尾野区、大津東区、大 林区駅上組(国道57号沿い)
300円	下猿渡区、 杉下区、杉上 区、上の原区、馬場区、 宮本区、多々良区、仮宿 区、御所原区、桜丘区	烏子川区	新小屋区、吹田区、大林 区、錦野区
400円	護東区、御願所区、 上中 区、下中区、片俣区、小 林区、今村区		米山区、瀬田区、外牧区
500円			真木区、古城区、内牧区

※網掛け地区は、**令和2年（2020年）**4月1日からの新導入地区です。

【町中心部の区域図】



令和2年度 新規導入地区乗合タクシー料金計算表

資料4

No.	行政区	乗合タクシー 料金(現行)	乗合タクシー 料金(新規)	運行距離 (外出支援)	バス運賃	外出支援 タクシー 利用者負担分	タクシー 料金	タクシー 料金の 1/4
		(円)	(円)	(km)	(円)	(円)	(円)	(円)
1	鳥子川区	/	300	4.7	260	300	1,460	370
2	岩坂区(阿原目地区除く)	/	250	4	下岩坂190 中岩坂230 上岩坂230	300	1,290	320
3	森区	/	250	4.1	240	300	1,310	330
4	南部 上陣内区	/	200	2.7	210	200	960	240
5	中陣内区	/	200	2	160	200	790	200
6	下陣内区	/	200	2.0	160	200	790	200
7	中島区	/	200	2.6	180	200	940	240
8	鍛冶区	/	200	1.0	160	100	660	170
9	上猿渡区	/	250	3.5	230	300	1,160	290
10	馬場区	/	300	5.6	天神住宅入口280 大津北小学校280	400	1,690	420
11	宮本区	/	300	4.5	平川280	300	1,410	350
12	多々良区	/	300	4	平川280	200	1,290	320
13	仮宿区	/	300	4.5	平川郵便局前280	300	1,410	350
14	上中区	/	400	5.2	中窪田340	400	1,590	400
15	下中区	/	400	5.2	370	400	1,590	400
16	北部 片俣区	/	400	6.2	380	400	1,840	460
17	小林区	/	400	7.0	320	500	2,040	510
18	今村区	/	400	6.0	320	400	1,790	450
19	杉下区	/	300	5.5	270	400	1,660	420
20	杉上区	/	300	5.5	270	400	1,660	420
21	上の原区	/	300	5.0	270	300	1,540	390
22	ラビアン大津	/	250	3.4	猿渡230	300	1,200	300
23	そよかぜ台	/	250	3.4	猿渡230	300	1,200	300
24	中部 大津東区	/	250	3.3	吹田団地220 吹田第二220 吹田第一200 吹田団地入口200	200	1,110	280

※新規導入地区の料金については、現在のバス運賃と外出支援タクシー利用者負担分を考慮し設定
 ※運行距離(外出支援)は外出支援タクシーの積算根拠となっている各地区と役場までの距離
 ※バス運賃はバス停「大津中央」までの料金

(2) 護東区・御願所区				
地区名	護東区	御願所区		
乗車運賃	400円	400円		
(3) 下猿渡区・御所原区				
地区名	下猿渡区	御所原区		
乗車運賃	300円	300円		
(4) 高尾野区・新小屋区				
地区名	高尾野区	新小屋区		
乗車運賃	250円	300円		
(5) 灰塚区				
地区名	灰塚区			
乗車運賃	150円			
(6) つつじ台区、源場区、桜丘区				
地区名	つつじ台区	源場区	桜丘区	
乗車運賃	200円	250円	300円	
(7) 大林区駅上組 (国道57号沿)				
地区名	大林区駅上組 (国道57号沿)			
乗車運賃	250円			
(8) 町区、下町区、中島区寺崎、岩坂区阿原目				

(2) 護東区・御願所区				
地区名	護東区	御願所区		
乗車運賃	400円	400円		
(3) 下猿渡区・御所原区				
地区名	下猿渡区	御所原区		
乗車運賃	300円	300円		
(4) 高尾野区・新小屋区				
地区名	高尾野区	新小屋区		
乗車運賃	250円	300円		
(5) 灰塚区				
地区名	灰塚区			
乗車運賃	150円			
(6) つつじ台区、源場区、桜丘区				
地区名	つつじ台区	源場区	桜丘区	
乗車運賃	200円	250円	300円	
(7) 大林区駅上組 (国道57号沿)				
地区名	大林区駅上組 (国道57号沿)			
乗車運賃	250円			
(8) 町区、下町区、中島区寺崎、岩坂区阿原目				

3/8

地区名	町区	下町区	中島区	岩坂区阿原目		
乗車運賃	200円	200円	200円	200円		
(9) 内牧区、外牧区、錦野区、瀬田区、大林区、吹田区						
地区名	内牧区	外牧区	錦野区	瀬田区	大林区	吹田区
乗車運賃	500円	400円	300円	400円	300円	300円
(10) 鳥子川区、岩坂区 (阿原目地区除く)、森区						
地区名	鳥子川区	岩坂区 (阿原目地区除く)	森区			
乗車運賃	300円	250円	250円			
(11) 上陣内区、中陣内区、下陣内区、鍛冶区						
地区名	上陣内区	中陣内区	下陣内区	鍛冶区		
乗車運賃	200円	200円	200円	200円		
(12) 上猿渡区、馬場区、宮本区、多々良区、仮宿区						
地区名	上猿渡区	馬場区	宮本区	多々良区	仮宿区	
乗車運賃	250円	300円	300円	300円	300円	
(13) 上中区、下中区、片俣区						
地区名	上中区	下中区	片俣区			
乗車運賃	400円	400円	400円			
(14) 上の原区、杉上区、杉下区、今村区、小林区						
地区名	上の原区	杉上区	杉下区	今村区	小林区	
乗車運賃	300円	300円	300円	400円	400円	
(15) 大津東区						

地区名	町区	下町区	中島区	寺崎	岩坂区阿原目	
乗車運賃	200円	200円	200円	200円	200円	
(9) 内牧区、外牧区、錦野区、瀬田区、大林区、吹田区						
地区名	内牧区	外牧区	錦野区	瀬田区	大林区	吹田区
乗車運賃	500円	400円	300円	400円	300円	300円

4/8

地区名	大津東区		
乗車運賃	250円		

(13) ラビアン大津、そよかぜ台

地区名	ラビアン大津	そよかぜ台	
乗車運賃	250円	250円	

- 2 運行の予約を処理するにあたり、次のように定める。
- (1) 事業者が購入した予約用専用電話で、運行の予約を処理することとし、その専用電話の購入費については、町が補助する。
 - (2) 予約用専用電話の基本料金、受付や確認に係る人件費、確認の電話を行う際の通話料金、車両への表示物の設置・撤去にかかる人件費として、月額10,000円をオペレーター料として補助する。
- 3 その他、町長が特に認める場合について補助する。

(運行申請)

第6条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする乗合タクシー運行事業者は、大津町乗合タクシー運行申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 運行計画書（事前予約の受付時間、運行時間、運行回数等運行の内容が分かるもの）
 - (2) 道路運送法に基づく許可書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 運行の予約を処理するにあたり、次のように定める。
- (1) 事業者が購入した予約用専用電話で、運行の予約を処理することとし、その専用電話の購入費については、町が補助する。
 - (2) 予約用専用電話の基本料金、受付や確認に係る人件費、確認の電話を行う際の通話料金、車両への表示物の設置・撤去にかかる人件費として、月額10,000円をオペレーター料として補助する。
- 3 その他、町長が特に認める場合について補助する。

(運行申請)

第6条 この要綱に定める補助金の交付を受けようとする乗合タクシー運行事業者は、大津町乗合タクシー運行申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 運行計画書（事前予約の受付時間、運行時間、運行回数等運行の内容が分かるもの）
 - (2) 道路運送法に基づく許可書の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類

5/8

- 3 第1項の申請書の提出は、運輸局の許可の後速やかに行うこととする。

(状況報告)

第7条 町長は、必要があると認められるときに、前条に定める運行申請に係る実施状況について、補助対象事業者に報告を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする乗合タクシー運行事業者は、運行を終了した日から30日以内に大津町乗合タクシー運行補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 運行報告書（様式第3号）
- (2) 運行管理記録（様式第4号）
- (3) 専用電話の契約書
代表幹事社が契約している場合、他社は契約社への支払関係を示す書面

- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、大津町乗合タクシー運行補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助対象事業者

- 3 第1項の申請書の提出は、運輸局の許可の後速やかに行うこととする。

(状況報告)

第7条 町長は、必要があると認められるときに、前条に定める運行申請に係る実施状況について、補助対象事業者に報告を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする乗合タクシー運行事業者は、運行を終了した日から30日以内に大津町乗合タクシー運行補助金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 運行報告書（様式第3号）
- (2) 運行管理記録（様式第4号）
- (3) 専用電話の契約書
代表幹事社が契約している場合、他社は契約社への支払関係を示す書面

- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、大津町乗合タクシー運行補助金交付決定通知書（様式第5号）により補助対象事業者

6/8

<p>に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第10条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、大津町乗合タクシー運行補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第11条 町長は、補助対象事業者から補助金の請求があつた場合速やかに補助金を交付しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年4月20日要綱第34号)</p> <p>この要綱は、平成19年4月20日から施行し、平成19年2月28日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年3月30日要綱第6号)</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年10月1日要綱第47号)</p> <p>この要綱は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年11月30日要綱第36号)</p> <p>この要綱は、平成27年12月1日から施行する。</p>	<p>に通知する。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第10条 補助対象事業者は、補助金の請求をしようとするときは、大津町乗合タクシー運行補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第11条 町長は、補助対象事業者から補助金の請求があつた場合速やかに補助金を交付しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成19年4月20日要綱第34号)</p> <p>この要綱は、平成19年4月20日から施行し、平成19年2月28日から適用する。</p> <p>附 則(平成21年3月30日要綱第6号)</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成21年10月1日要綱第47号)</p> <p>この要綱は、平成21年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年11月30日要綱第36号)</p> <p>この要綱は、平成27年12月1日から施行する。</p>
--	--

<p>附 則(平成31年3月22日要綱第8号)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</u></p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第5号(第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第6号(第10条関係)</p> <p>(略)</p>	<p>附 則(平成31年3月22日要綱第8号)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>様式第1号(第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第2号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第4号(第8条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第5号(第9条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第6号(第10条関係)</p> <p>(略)</p>
--	--